

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和３４年３月町田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第１４条 前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>１００分の５．４４</u>を乗じて算定する。 ２ 略 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第１６条 第１３条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について<u>３万１，４００円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第１７条 第１３条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>１００分の１．８４</u>を乗じて算出する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第１８条 第１３条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について<u>１万６００円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第１９条 第１３条第４項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>１００分の１．６３</u>を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第１４条 前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>１００分の５．４</u>を乗じて算定する。 ２ 略 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第１６条 第１３条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について<u>３万１，１００円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第１７条 第１３条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>１００分の１．８２</u>を乗じて算出する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第１８条 第１３条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について<u>１万５００円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第１９条 第１３条第４項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>１００分の１．６１</u>を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第20条 第13条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,500円とする。

(保険税の減額)

第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2万1,980円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,420円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,750円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第20条 第13条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,400円とする。

(保険税の減額)

第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2万1,770円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,350円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,680円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を

喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,300円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,250円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,280円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,120円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,500円

喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,250円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,200円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,100円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,480円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 1 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。